

技術名称：吹付け石綿粉じん飛散防止処理技術「J・P・Iシステム（封じ込め工法）」

1. 審査証明対象技術

1.1 審査証明依頼者

アスク・サンシンエンジニアリング株式会社
取締役社長 加藤 正明
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央二丁目5番5号

株式会社 ノザワ商事
代表取締役社長 坂本 茂紀
兵庫県神戸市中央区浪花町15番地

ナイガイ株式会社
代表取締役 浅井 康雄
東京都墨田区緑一丁目27番8号

東京トリムテック株式会社
代表取締役 最上 修
東京都品川区西五反田一丁目25番1号

株式会社 ニチアスセムクリート
代表取締役社長 岩元 淳樹
東京都中央区八丁堀一丁目6番1号

1.2 技術の名称

吹付け石綿粉じん飛散防止処理技術「J・P・Iシステム（封じ込め工法）」

1.3 技術の概要

既存の建築物に施工された吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの石綿粉じんの飛散防止を十分に配慮し、かつ、関連法令等に則って、安全に封じ込める技術である。

2. 開発の趣旨

既存の建築物に施工された吹付け石綿等の封じ込めに際し、石綿粉じんの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。

3. 開発の目標

- (1) 建築基準法第37条第二号の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得した石綿飛散防止剤を使用して吹付け石綿等を封じ込めることにより、吹付け石綿等から石綿繊維の飛散を防止し、既存の建築物利用者の安全を確保する。
- (2) 封じ込め工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。
- (3) 封じ込め工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、建築物利用者の安全を確保する。
- (4) 関連法令等に則って封じ込め工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を

想定して、その対策を講ずることにより、封じ込め工事中の作業者の安全を確保する。

4. 審査証明の方法

依頼者より提出された以下の資料に基づき審査証明を行った。

- (1) 石綿飛散防止剤の大臣認定書（写し）
- (2) 石綿封じ込め工事に関する技術資料
- (3) 審査の過程において必要とされた追加資料

5. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

6. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

7. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨、開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 建築基準法第37条第二号の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得した石綿飛散防止剤を使用して吹付け石綿等を封じ込めることにより、吹付け石綿等から石綿繊維の飛散を防止し、既存の建築物利用者の安全を確保することができるものと判断される。
- (2) 封じ込め工事に際し、作業区域に隣接する部分の空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、汚染を抑制することができるものと判断される。
- (3) 封じ込め工事終了後に、作業場所における空気1リットル中の繊維状粒子（石綿繊維を含む）の本数がおよそ10本以下となり、建築物利用者の安全は確保できるものと判断される。
- (4) 関連法令等に則って封じ込め工事を行うとともに、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講じていることから封じ込め工事中の作業者の安全は確保できるものと判断される。

8. 留意事項及び付言

- (1) 作業者・管理者等に対して、石綿に関する基礎的知識・本技術の施工マニュアル等について、事前に十分な教育を実施し、安全性の確保に努めること。
- (2) 封じ込め工事終了後の維持保全については、工事終了後に封じ込め処理した石綿の点検方法、維持管理上の注意点、異常が発見された場合の連絡先について建物所有者または建物管理責任者に周知徹底すること。また、建物所有者や建物管理者が希望する場合には依頼者は別途維持管理契約を締結し、必要な維持管理を実施する体制を準備すること。
- (3) 建築基準法に基づく防火の規制が要求される部位に本工法を用いる場合の適合性については、審査対象外としている。

9. 審査証明経緯

- (1) 建築物等の保全技術・技術審査証明事業において、1993年12月6日付け審査証明第9305号で技術審査を完了した。
- (2) 建築物等の保全技術・技術審査証明事業において、1998年12月6日付けで更新の技術審査を完了した。

- (3) 本技術に関する更新（建築物等の保全技術・技術審査証明事業から建設技術審査証明事業への移行）について、2003年12月6日付けで技術審査を完了した。
- (4) 2008年11月19日付けで依頼された本技術に関する更新及び変更について、技術審査を行い、2009年1月16日付けで技術審査を完了した。なお、更新日は2008年12月6日として取り扱う。
- (5) 本技術に関する変更について、2011年6月6日付けで確認を行った。
- (6) 本技術に関する更新及び変更について、2013年11月20日付けで技術審査を完了した。なお、更新日は2013年11月20日とし、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2018年12月5日まで）とする。
- (7) 2014年4月30日付けで依頼者の社名変更があった。
- (8) 2018年11月20日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2019年1月22日付けで技術審査を完了した。なお、更新日は2018年12月6日とし、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2023年12月5日まで）とする。
- (9) 2023年7月13日付けで依頼された本技術に関する更新について技術審査を行い、2023年11月22日付けで技術審査を完了した。なお、審査証明の有効期限は、更新前の有効期限から起算して5年間（2028年12月5日まで）とする。